

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月18日(木) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第107号	飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第108号	飛騨市職員定数条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第109号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第110号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第111号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第7	議案 第112号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第113号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第114号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
第10	議案 第115号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
第11	議案 第116号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
第12	議案 第117号	指定管理者の指定について(飛騨市河合健康増進施設(ゆうわ〜くはうす))
第13	議案 第118号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第119号	指定管理者の指定について(飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設)
第15	議案 第120号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月18日(木) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第121号	飛騨市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
第17	議案 第122号	飛騨市養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第123号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第124号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡ことばの教室)
第20	議案 第125号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第21	議案 第126号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第22	議案 第127号	指定管理者の指定について(飛騨かわいスキー場)
第23	議案 第128号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第129号	飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例について
第25	議案 第130号	指定管理者の指定について(飛騨市奥飛騨山之村牧場)
第26	議案 第131号	指定管理者の指定について(数河グラウンド)
第27	議案 第132号	指定管理者の指定について(古川ふれあい広場施設)
第28	議案 第133号	指定管理者の指定について(アスク山王)
第29	議案 第134号	指定管理者の指定について(やまびこ館)
第30	議案 第135号	指定管理者の指定について(ふるさと山荘ナチュラルみやがわ)

令和7年第5回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年12月18日(木) 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第136号	指定管理者の指定について(まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ヶ峰)
第32	議案 第137号	指定管理者の指定について(流葉交流広場、流葉自然休養村運動場)
第33	議案 第138号	令和7年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第34	議案 第139号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)
第35	議案 第140号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第2号)
第36	議案 第141号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第2号)
第37	意見 第2号	外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書
第38	発議 第4号	議会改革等調査特別委員会設置に関する決議

○出席議員（13名）

1番	佐中	藤田	克利	成昭
2番	小笠	原上	美雅	子廣
3番	水	吹	保	孝要
4番	上	端	豊	二朗
6番	森	田川	浩史	美博
7番	井澤	村山	清文	憲子
8番	住前	山原	文勝	美子
9番	野籠		惠邦	子
10番	高			
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	岡	田	浩	和
企画部長	森	田	雄	一
市民福祉部長	野	村	賢	郎
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	横	山	裕	徳
環境水道部長	谷	口	正	和
教育委員会事務局長	大	庭	久	樹
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	土	田	治	樹
				昭

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂	田	健	太	郎
書記	倉	坪	正	明	

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

理事者側では、藤井副市長が欠席です。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、小笠原議員、4番、水上議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第107号 飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
から

日程第23 議案第128号 飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第107号、飛騨市議会議員及び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第23、議案第128号、飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの22案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら22案件については、総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

森総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 森要 登壇〕

●総務常任委員長（森要）

おはようございます。

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第107号から議案第128号までの22案件につきまして、審査の概要並びに結果について御報告をいたします。

去る12月15日午後1時より、委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第107号について申し上げます。本案は、物価の変動等を踏まえた公職選挙法施行令の一部改正に伴い、国政選挙における選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、公職選挙法施行令に規定する額を準用している飛騨市議会議員及

び飛騨市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「ポスターの枚数が公営経費の上限となっているが、単価の検討はされたのか。」との質疑があり、「他市の状況を確認し検討する。」との答弁がありました。

次に、議案第108号について申し上げます。本案は、消防機関の職員定数見直しに伴う改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「消防職員は一度に募集をかけるのか。」との質疑があり、「一度に4人採用するのではなく、計画的に毎年採用し、令和8年度は3名採用予定である。」との答弁がありました。

次に、議案第109号及び議案第110号について申し上げます。本案は、人事院勧告に基づく職員及び一般職の任期付職員の給料表及び期末手当・勤勉手当の支給月数の改定等に伴う改正であります。

質疑の内容について御報告します。「具体的にどのくらい改正されるのか。」との質疑があり、「行政給与表1の改定率は、1級が5.2%、7級が2.8%の上げ幅となる。」との答弁がありました。

次に、議案第111号から議案第113号について申し上げます。本案は、人事院勧告に伴う国の特別職の例に準じ、一般職の期末手当の支給月数の引上げに合わせて、常勤の特別職、教育長、市議会議員の支給月数を改正するものであります。

質疑はありませんでした。

次に、議案第114号から議案第116号について申し上げます。

議案第114号は、岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、事務の承継について特別の定めを規約に追加するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第115号は、岐阜県市町村会館組合を解散すること及び解散に伴う財産処分並びに、現に共同処理する事務及び打切り決算の審査及び認定等について議会の議決を求めるものであります。

議案第116号は、岐阜県市町村会館組合の改選に伴う岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退及び規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

質疑はありませんでした。

次に、議案第117号について申し上げます。本案は、飛騨市河合健康増進施設ゆうわくはうすの指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。

質疑はありませんでした。

次に、議案第118号について申し上げます。本案は、宮川町の打保区、戸谷区、塩屋区、中沢上区を統合し、新たに金清区として当該条例に位置づけるものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「今後、宮川町の中に統廃合を検討されている区はあるのか。」との質疑があり、「今のところはない。」との答弁がありました。

次に、議案第119号について申し上げます。本案は、飛騨市種蔵山里の暮らし体験施設の指定管理者の指定で、令和8年4月から3年間、合同会社サステナブル宮川を指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「レストランのシェフについては、人材確保のめどが

ついているのか。」との質疑があり、「まだ目星がついているわけではないが、合同会社の中でつてがあることを確認している。」との答弁がありました。

次に、議案第120号について申し上げます。本案は、飛騨市立旭保育園の廃止に伴う改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「説明会の中で不安の声はあったのか。」との質疑があり、「双葉保育園の通園バスは自宅前まで送迎しており、通園かばんは既に統一されているので、不安視される声はなかった。」との答弁がありました。

次に、議案第121号について申し上げます。本案は、児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の設備及び運営に関する基準を定めるための制定であります。

質疑の内容について御報告いたします。「一時保育との区分けは。」との質疑があり、「一時預かり事業は、保護者の立場から子供を一時的に保育園に預けられるもので、こども誰でも通園制度は給付制度となっており、子供の成長の観点から、保育園を一時的に利用いただくもの。」との答弁がありました。

次に、議案第122号について申し上げます。本案は、契約入所の導入等に係る養護老人ホーム和光園入所対象者の明確化及び使用料の制定等に伴う改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「室料の上限額は安くすることも考えられるのか。」との質疑があり、「実際の契約入所となれば、上限額より金額を抑えた形で設定される。」との答弁がありました。

次に、議案第123号について申し上げます。本案は、卒業後、42月以内に市内医療・福祉機関等に就職した場合に、その勤務年限に応じて返還を免除できる制度であります。当該期間内に就職しなかった場合について、明文化するための改正であります。

質疑はありませんでした。

次に、議案第124号について申し上げます。本案は、飛騨市神岡ことばの教室の指定管理者の指定で、令和8年4月から3年間、社会福祉法人飛騨市社会福祉協議会を指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「有料利用者の見込み数は、少子化に伴う人口減で積算されているのか。」との質疑があり、「実際の神岡地区の子供の数で積算をして、少し減っていくという想定にしている。」との答弁がありました。

次に、議案第125号について申し上げます。本案は、飛騨市障害者グループホームの指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、社会福祉法人吉城福祉会を指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「12床満床の計画だが、それ以上の利用希望はあるのか。」との質疑があり、「ちょうどいいくらいであふれるほどではない。」との答弁がありました。

次に、議案第126号について申し上げます。本案は、飛騨市民病院の病床数の内訳並びに差額室料の単位及び金額を変更するための改正であります。

質疑の内容について御報告いたします。「個室の差額室料はもう少し高くしてもよいのでは。」との質疑があり、「他院と比較して多少老朽化していることもあり、値上げ幅を若干抑えた形にしたが、動向を確認しながら判断していきたい。」との答弁がありました。

次に、議案第127号について申し上げます。本案は、飛騨かわいスキー場の指定管理者の指定で、

令和8年4月から5年間、株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「電気料金や人件費の縮小のほかに、ゲレンデの縮小となっているが、収支計画書に反映されているのか。」との質疑があり、「圧雪車の燃料費、休止するリフトの光熱費を削減し、一方で、人件費や電気料金の高騰分などを考慮して、収支計算を行った。」との答弁がありました。

次に、議案第128号について申し上げます。本案は、岩手県大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の消防防災対策の推進について及び林野火災の予防及び消火活動についてが改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「林野火災注意報及び警報発令の周知の仕方は。」との質疑があり、「同報無線や市ホームページで周知し、必要に応じて警戒パトロールも考える。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれらの案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第113号及び議案第126号について、討論の通告がありますので、順次、討論を行います。まず、議案第113号の討論を行います。反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、議案第113号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対をし、理由を述べます。

御存じのように、市職員や市長、教育長は常勤であるため、給与となっております。私たち議員は非常勤であるため、給与ではなく報酬をいただいています。

物価高騰のさなか、市民の生活困窮の様子が手に取るように分かりますので、私は、今議会でもしつこく市民要望を当局にぶつけてまいりました。

議案第113号の条例改正は、議員の期末手当の引上げ提案です。議員13人で21万1,000円、市民への影響として、財政負担の増加と条例改正要旨には、そう記されています。財政負担の増加は、そのとおりです。この年末、賞与が出る小規模事業所はほとんどなく、出てもスズメの涙ほどと聞いております。

そういう中で、議員だけ当たり前のように市民の血税から期末手当という名の賞与を御負担いただくことができるでしょうか。

私は、この改正には議員の矜持、そして、人としての矜持として賛成すべきではないと考えます。

よって、この改正には反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔3番 小笠原美保子 登壇〕

○3番（小笠原美保子）

私は、議案第113号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての賛成の立場から意見を申し上げます。

人事院勧告に基づく期末手当の支給月数の改定に伴う改正であり、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条2項にも、期末手当を受ける職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とすると記載をされています。

本議案は、議員自らの判断による恣意的な引上げではなく、客観的かつ中立的に示された人事院勧告に基づくものであり、公平性と透明性を確保した制度に沿った改正であります。

近年の本議会議員選挙の無投票が続いていることは、議会として真摯に受け止めるべき、大変重要な事実であります。これは、市民にとって担うには重い役割、生活との両立が難しいなど、様々に感じられている表れでもあると考えます。

議員として、その報酬額に見合う仕事をしっかりとし、責務を果たすため、市民の多様な意見を調整し、地域の将来に責任を持つことで、市民に還元するという目的が明確に示されるのではないのでしょうか。

本議案は、制度の公平性を保ち、議会の役割を正面から見詰め直すための一つの対応であると受け止め、議員個人のためではなく、議会の多様性を確保し、今後議員になりたいと思われる方の層を広げ、取りわけ、若い方々への環境整備にもつながることになり得ると思ひ、妥当な改正であると判断をいたしました。

以上の理由から、私は、議案第113号に賛成をいたします。

〔3番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、議案第126号の討論を行います。反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、議案第126号、飛騨市国民健康保険病院事業の条例改正に反対をし、理由を述べます。

今回の条例改正は、去る11月21日の議会全員協議会で説明された飛騨市民病院の病棟再編に基づくものです。病床に関しては、病床総数は変わらず、一般病床と療養病床の数の変更にとどまっておりますが、21床削減を見込んでの休床と、既に説明をされています。この改正では、差額ベッドの料金引上げが盛り込まれています。

市民生活が物価高騰などで窮している現在での引上げは、とても賛成できるものではありません。

飛騨市民病院は、災害拠点指定病院となっている自治体病院です。県知事によって、県内の災害時における医療救護活動の拠点となる病院として指定されております。同時に、自治体病院の

役割としては、地域住民の命と健康を守るため、民間では対応が難しい不採算部門や僻地医療などの政策医療を担い、医療・保健・福祉連携の核となる地域医療の中核機関となっております。

これは、地方自治法第2条や第210条などが根拠法となっております。これによって、市民は等しく地域医療を受ける権利が保障されていますし、自治体病院である飛騨市民病院は、住民の医療ニーズに応えることが目的であり、利益追求だけを目的とはしておりません。時流に合わせて縮減・削減を進めていって、もしいつ来るか分からない大きな自然災害が起きたとき、役割を果たせますか。あるいは、急性期機能中心から慢性期機能中心へ転換をして、感染災害が起きたとき、病床を大幅削減したままで有効に市民を救済できるでしょうか。

もちろん、大本の原因は、国の医療抑制政策ですけれども、それに屈服した病院経営では、市民の命と健康は守れないと考えます。

よって、今後は公営企業としての病院経営の在り方はしっかり模索すべきだと思いますけれども、今回の条例改正は、市民への明らかな負担増となりますから、反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔2番 中田利昭 登壇〕

○2番（中田利昭）

議案第126号、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例及び飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について、原案に賛成する立場から討論を行います。

本条例改正は、一般病床と療養病床を再編し、一般病床60床体制とするとともに、それに伴う病室区分及び室料の見直しを行うものであります。

まず、病院再編そのものについてであります。本市民病院は、一般病床54床、療養病床27床、計81床を有しておりましたが、実際の平均入院患者数は、これまでおおむね57人程度で推移してきました。この実績を踏まえれば、一般病床60床体制に再編したとしても、これまでどおり、日常的な入院患者の受入れが可能であると判断できます。

病床は、単に数を維持すればよいものではなく、医師、看護師をはじめとする医療人材が配置され、安全で質の高い医療を提供できて初めて意味を持ちます。限られた人材の中で、病床機能を集約することは、現場の負担軽減と医療の質の確保という点からも、現実的かつ合理的な選択であると評価をいたします。

次に、病室区分及び室料の見直しについてであります。これまで一般病床及び療養病床においては、1人部屋、2人部屋ごとに異なる室料が設定されておりました。今回の一般病床化に伴い、必要区分を整理した上で、多人数部屋はこれまでどおり差額はなし、A室はトイレなしの1人部屋で差額3,300円、これは4部屋あります。B室はトイレありの1人部屋で差額4,400円、これは7部屋あります。C室はトイレ付きで、さらに面積の広い部屋で差額5,500円、これは2部屋あります、という明確な区分の下、差額室料を再設定することとされています。

この見直しにより、多人数部屋については、これまでどおり室料を徴収しない一方、個室等の選択については、その環境価値に応じた適正な負担をお願いする形となっております。これは全

ての患者に一律の負担を強いるものではなく、患者の選択を尊重しつつ、受益者負担の考え方を適切に反映したものであり、制度として一定の合理性があると考えます。

さらに、本再編によって、夜勤看護師の配置負担の軽減、職員の働きやすさの向上、結果としての医療提供体制の安定化が期待される点は、極めて重要であります。

医療従事者の疲弊は、最終的に患者の不利益につながります。夜勤体制の適正化は、医療安全の観点からも看過できない課題であり、今回の再編はその改善につながるものと評価をいたします。

加えて、差額室料体系の見直しによる収支改善効果が見込まれることは、公立病院経営の持続性という観点からも重要であります。

以上、申し上げたとおり、本条例改正は、現状の医療需要に対応可能な病床規模を維持しつつ、医療人材の負担軽減を図り、病院経営の安定化を目指す現実的かつ必要な再編であると判断をいたします。

以上のことから、本条例に対し賛成の意を表明し、討論を終わります。

〔2番 中田利昭 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第113号について採決します。この採決は起立によって行います。議案第113号について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第126号について採決します。この採決は、起立によって行います。議案第126号について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、議案第126号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第107号から議案第128号までのうち、ただいま議決されました議案第113号及び議案第126号を除く20案件について、一括して採決いたします。これら20案件について、委員長の報告は可決であります。これら20案件を、委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら20案件は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第24 議案第129号 飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する
条例について

から

日程第32 議案第137号 指定管理者の指定について（流葉交流広場、流葉自然休養村運動場）

◎議長（澤史朗）

日程第24、議案第129号、飛騨市農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例についてから、日程第32、議案第137号、指定管理者の指定について（流葉交流広場、流葉自然休養村運動場）までの9案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら9案件については、産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 井端浩二 登壇〕

●産業常任委員長（井端浩二）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第129号から議案第137号までの9案件につきまして、審査の概要並びに結果について御報告させていただきます。

去る12月15日、午前10時より、委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第129号について申し上げます。本案は、農地中間管理機構関連土地改良事業の農用地が、目的外の用途に供された場合等に、特別徴収金を徴収するための制定であります。

質疑の内容について御報告いたします。「条例制定のタイミングは、なぜ今回になったのか。」という質疑があり、「袈裟丸地区を令和8年度から県事業採択を予定していることから、今回でのタイミングの上程になった。」という答弁がありました。

次に、議案第130号について申し上げます。本案は、飛騨市奥飛騨山之村牧場の指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、山之村牧場株式会社を指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「牧場が行っている事業内容は変わらないのか。」という質疑があり、「不採算部門を縮小して、採算部門に力を入れていく。」という答弁がありました。

次に、議案第131号について申し上げます。本案は、数河グラウンド指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、数河高原観光協会に指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「グラウンドのピーク時の利用者数はどれぐらいか。」という質疑があり、「コロナ禍前では2万2,000人の利用者があった。」という答弁がありました。

次に、議案第132号について申し上げます。本案は、古川ふれあい広場施設の指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「冬期間を除いた稼働率はどれぐらいか。」という質疑があり、「夏休み期間とゴールデンウィークは、大きなサッカー大会があり、グラウンドがほぼ埋まっている状態であるが、平日は空いている。」という答弁がありました。

次に、議案第133号について申し上げます。本案は、アスク山王の指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。

質疑はありませんでした。

次に、議案第134号について申し上げます。本案は、やまびこ館の指定管理の指定で、令和8年4月から5年間、株式会社飛騨ゆいを指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「常連客とそれ以外の客の割合はどれぐらいか。」という質疑があり、「割合は把握してないが、天生の散策とセットした宿泊プランや、釣り客に特化した宿泊プラン等の取組で、新企画を増やしていきたい。」という答弁がありました。

次に、議案第135号について申し上げます。本案は、ふるさと山荘ナチュラルみやがわの指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、大阪の株式会社R a d i xを指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「施設長は宮川町の方を雇用する計画なのか。」という質疑があり、「現地に精通した方を施設長として考えているが、アクションは正式に行っていない。」という答弁がありました。

次に、議案第136号について申し上げます。本案は、まんがサミットハウス、宮川温泉おんり〜湯、アゴラ広場、カフェテリア白木ケ峰の指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、宮川町の合同会社P A S Sを指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「評価点が高評価であるが、その要因は何か。」という質疑があり、「若いメンバーの発想で誘客を図る点を評価した。」という答弁がありました。

次に、議案第137号について申し上げます。本案は、流葉交流広場、流葉自然休養村運動場の指定管理者の指定で、令和8年4月から5年間、流葉観光開発協同組合を指定するものであります。

質疑の内容について御報告いたします。「指定管理料は、組合運営の経費に回らないのか。」という質疑があり、「市のグラウンド管理経費であり、組合本体の経費には回らない。」という答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして、報告することに決定をいたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら9案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第129号から議案第137号までの9案件について、委員長の報告は可決であります。これら9案件を委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら9案件は、委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第33 議案第138号 令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

から

日程第36 議案第141号 令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）

◎議長（澤史朗）

日程第33、議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）から、日程第36、議案第141号、令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算（補正第2号）までの4案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

本案は、予算特別委員会に審査を付託し、その結果は、お手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。

予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により、委員長報告は省略いたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入ります。議案第138号について討論の通告がありますので、討論を行います。まず、反対者の発言を許可します。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算に反対をいたします。

理由は端的です。先ほどの議案第113号の条例改正による引上げ予算が、この中に計上されているためです。連動しておりますので、整合させるため、反対をいたします。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔8番 井端浩二 登壇〕

○8番（井端浩二）

議案第138号、令和7年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）について賛成討論をさせていただきます。

各部署の人事院勧告に基づく職員人件費等の調整や空き家の家財道具処分費の増加に伴う補助金、外国人が所持するICチップに住居を記録する端末機の購入費、当初の想定より増えてきた特別障害者手当、重度心身障害者、児童福祉手当の不足分、希望者が増えてきた帯状疱疹などの定期予防接種の委託料の不足分、市が進める市有林整備によって生み出されるCO₂吸収量をJ-クレジット化にするための登録や承認のための所要額、農業担い手の農地集積や集約化に取り組む地域への協力金、県道改良事業負担金の増額補正など、どれをとっても飛騨市にとって必要な補正であると思ます。

よって、今議会の補正予算には賛成いたします。

〔8番 井端浩二 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、討論を終結し、これより採決をいたします。

それでは、議案第138号について採決します。この採決は起立によって行います。議案第138号について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、議案第138号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第139号から議案第141号までの3案件について一括して採決いたします。これら3案件について、委員長の報告は可決であります。これら3案件を委員長報告のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、これら3案件については、委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第37 意見第2号 外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書

◎議長（澤史朗）

日程第37、意見第2号、外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書を議題といたします。本案について、提出者の説明を求めます。

〔議会運営委員長 住田清美 登壇〕

●議会運営委員長（住田清美）

意見第2号、外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書、上記事件について、別紙のとおり、会議規則14条の規定により提出します。

令和7年12月18日提出。飛騨市議会議長、澤史朗様提出者、議会運営委員会委員長、住田清美。

それでは、別紙読み上げさせていただきます。

外国人観光客のレンタカー利用に関する意見書。

当市を含む飛騨圏域は、国際観光都市の高山市、日本3大名泉の下呂市、世界遺産の白川郷を擁しており、コロナ禍を経た今、近年の円安の影響からも、インバウンド事業は大きく回復し、外国人観光客を見かけることは日常化するとともに、季節を問わず、観光地以外にも姿を見かけるようになり、大いに増加している。それに伴い、当市を訪れる外国人観光客は、他市村に比べれば少ないものの、観光スタイルの変化もあり、レンタカー利用の個人客が頻繁に見られるようになっている。

そういった中で、昨今、外国人観光客がレンタカーを利用し、慣れない雪道を運転して訪れる機会が増え、中には、冬装備をしないで訪れたことにより、雪道でスタックし、基幹道路をはじめとする長時間の通行止めの原因となるケースや、運転できなくなった車両の路上放置のほか、冬季以外のレンタカーの利用においても、日本の交通ルールの理解不足などにより、市民生活に悪影響を及ぼす事態が散見されるようになってきた。

これまで国では、コロナ禍前から増加する外国人観光客の車両運転の対策として、外国語表記の注意啓発パンフレットの作成や、レンタカー事業者を通じた注意啓発、そして、令和7年10月からは、外国で取得した運転免許を日本の免許に切り替える外免切替え手続を、大幅厳格化されるなど、対策を講じられてきた。

国におかれては、地域で生活する市民も、訪れる観光客も、お互いに快適な環境で過ごすことができるよう、これまでの注意啓発などの取組の一層の強化と、レンタカー事業者に対し、利用の行き先に応じた冬用タイヤの着用の確認、着用義務化を求めるとともに、降雪・凍結地域における冬用タイヤ未着用車両の事故に対するレンタカー事業者の責任を明確化することや、外国人にも分かりやすい道路標識の見直しなど、さらに踏み込んだ対策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日提出。飛騨市議会。

提出先は、内閣総理大臣、国土交通大臣、警察庁長官でございます。

〔議会運営委員長 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（籠山恵美子）

ちなみにですね、ちょっと念のため伺いたいと思いますけれども、表題が外国人観光客のレンタカー利用ということになっておりますけれども、実際、冬季のレンタカーあるいは通常の乗用車による被害ですね。そういうものというのは、私は、いろいろ報道などで知る限り、外国人に特化したものではないと思っています。もちろんその白川村、高山市というのは外国人の数が多く、インバウンドの数が多くということは分かりますけれども、ちなみに、日本人の、要するに、こういうレンタカーあるいは乗用車によって、雪被害を起こすということの統計、数字みたいなものが分かれば、比較を教えてください。

●議会運営委員長（住田清美）

その数字については、特に把握はいたしておりません。

特に、今回は、10月に行われました3市1村の議員研修会でも、高山市と白川村から出されました、この案件につきましては、飛騨地域3市1村同様の形で意見書を提出しようという形になりました経緯がありますことを、申し添えます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありますか。

○13番（籠山恵美子）

今もう日本国中、外国人といえば、差別排外主義が横行してまして、これは私たちふだんも気をつけなきゃならないことだと思います。特に、飛騨市はダイバーシティ宣言をしている町ですから、気をつけなきゃならないと思いますけれども、そういうことでの注意喚起をしながらやっていきたいと思いますという合意はあるのでしょうか。

●議会運営委員長（住田清美）

雪路の安全対策については、もちろん日本人・外国人問わず、同じ土壌にあると思いますので、それは、日本人に対しても引き続きやっていかななくてはいけないことだと思いますが、最近この

インバウンド需要の多さから、特に外国人のレンタカーの利用に関する事故等が散見されますので、それについては、もちろん国も、地方も含め警察、それからレンタカー事業者に対しても、その辺の整備をしっかりとるよう国に要望するものであります。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本案に係る委員会付託は省略いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。意見第2号は、原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。

よって、意見第2号は、原案のとおり可決されました。

◆日程第38 発議第4号 議会改革等調査特別委員会設置に関する決議

◎議長（澤史朗）

日程第38、発議第4号、議会改革等調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。（「議長、動議」と呼ぶ声あり）

○14番（高原邦子）

この際、動議を出したいと思っております。

発議第4号の委員定数を7名から議員全員に修正する修正案を提出いたします。

（「賛成」の声と挙手）

◎議長（澤史朗）

ただいま高原議員から発議第4号の修正の動議の申出がありました。修正の動議については、会議規則第17条の規定により書面による案の提出が必要です。ただいまから、暫時休憩としますので、高原議員は速やかに修正案の提出をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは、暫時休憩いたします。

（ 休憩 午前10時50分 再開 午前10時54分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第1 発議第4号修正の動議

◎議長（澤史朗）

ただいま高原議員から、発議第4号の修正案が提出され、所定の賛成者がありましたので、発議第4号修正の動議は成立いたしました。

提出された修正案は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。この際、本修正案を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本修正案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本修正案を議題といたします。提出者に説明を求めます。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

発議第4号、議会改革等調査特別委員会設置に関する決議に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、会議規則第17条の規定により提出いたします。

令和7年12月18日。飛騨市議会議長、澤史朗様。

提出者、高原邦子。賛成者、籠山恵美子、賛成者、佐藤克成。

それでは、今回、私が人数のところの修正案を出したには、いろいろな思いがあります。

議会初日にもいろいろ議会運営委員長にお尋ねをいたしましたけれども、いろいろ思い出しますと、どうして議会改革というものが必要なのかということは、一番問題、常に私たち議員は心がけていかなければならないと思っておりますが、この中で委員長は、議会の基本条例にも触れておられました。この基本条例制定に当たりまして、いろんな思いがあります。4町村が合併して2年ぐらいたった頃か、その頃からいろいろ全国的にも、平成の大合併で、いろんな議会がどうしたら同じように議会運営ができるかということで、やはり議会基本条例というものを制定して行くのいいということで、その当時、北海道の栗山町というところが、リードオフマンとしてやっておりました。

しかし、なかなか行けません、北海道までは。その点、市としての感じでは、福島県の会津若松、そこにですね、視察そして研修を兼ねて、飛騨市議会も参りました。その頃は、会派があり

ました。そして大人数でしたので、それぞれ会派の人が参加したものでした。そして、もう手探りの状態でこの基本条例を作りました。そして、何度か基本条例に対して修正も行ってまいりました。

今回も出されたことに対しては、本当に大切だと思っているので、設置には賛成なんですけど、問題はですね、本当にその人数でいいのかということなんです。

私は、2024年に地方自治法が改正になりまして、2026年までにいろいろ市の行政のほうも、その自治法に合わせてやっていかなきゃならない問題もあります。

そして、もちろん市議会もやっていかなきゃならない問題があります。それは情報のセキュリティとか、そういったところの観点も議会にも出されてきて、いろいろやっていかなきゃならないところなんですけど、そして、議会改革白書とか、いろんなその文献あります。

それで、先ほど言いましたように、あとですね、全国の自治体の議会改革に対するフォーラムというところがありまして、そこがいろんなことを調べているんです。もちろん飛騨市みたいな小さな町もあれば、何十万という都市もある中で、いろんな地域が議会改革を目指しています。その中に10点ほど提案している項目があるんです。その飛騨市ももはや取り組んでいるのもあるんですけど、イの一番に掲げているのが何かといえば、議員同士が責任を持って、自由に討議する議会というのがあるんですよ。そうすると、7名でいろいろ決めていくと、議員に関する議会改革ですよ。それを大人数ならともかく、13名の議会できないことはないと思うんですね。

それでスピーディーにということも委員長おっしゃられたんですが、スピーディーにするためには、いろんな方策、後から考えられませんか。集中審議をやったりとか、いろいろあるんです。何が大切かと思ったら、議員というのは、市民の負託を受けてきているんです。その議員の半数近くがですね、議会改革に参画できない。それで決めていく。それが本当に開かれた議会かということなんです。その点を考えますと、到底納得いかないしということなんです。

それで、何で7名がいいのかということも、私は分かりませんでした。というのは、実は、飛騨市でも、市に対して政策提言をしようとしたことがあります。産業常任委員会で政策提言です。政策提言には予算というかね、財政的なものの裏づけがないといけない。そういったことも出してですね、一応まとめたんです。

しかし、産業常任委員会だったんですけど、総務常任委員会のほうと議会でみんなで合わせて会議をもちましたら、反対されました。委員会ではまとまったんですけど、まとまらなかったことがあったんです。ですから、7名の委員会で決めていけば、スムーズに決まるなんていうことは、決して言えることではないと思うんですね。

そういった経験がずっとあってですね、今回どうしても議員一人一人のことに関することから、みんなでやればいいんじゃないかと思いました。

それで、最近、私が注意していることがあります。皆さんもお聞きになったことがあると思うんですけど、アンコンシャスバイアスという言葉があります。それはどういったことかといいますと、知らず知らずのうちに、無意識のうちに、自分では本当気づいていないんですけど、物の見方や捉え方、そういったものが偏ってしまっていたりとか、歪んでいたり、それがひどくなると偏見にもつながっていったり、そうしますとね、少人数でやれば、そのほうがスピーディーでまとまりやすいというのも、私は、これはアンコンシャスバイアスにかかっているんじゃないかと思

うんです。

いろいろ長年やってきて、いろんなことを思いました。それで、議会運営委員会での話合いの結果も見ました。議会の初日にはですね、全員協議会でも説明しますとか、そういうことを言われて、できるだけちゃんとキャッチボールみたいにするとされたんですが、それって無駄じゃないですかということなんです。特別委員会の委員にしてみれば、もう一回、全員協議会のときにも行かなきゃいけない。二重手間ですよ。

そうしたら、今度は委員外議員制度というのをういてやるとか。全員でやれば、いろんな市民の負託を受けているいろんな議員の声をその中に入れられるのに、どうしてそれをしていこうとしないのか。不思議でなりません。

どうか私、長年議員やってますけれども、何とか知ってもらいたいと思います。それですね、議会改革特別委員会に設置に関する決議の一部を、3番目として、委員会定数の規定中7人を全員に改めるということに、ぜひ御協力いただきたいと思ひますし、今までの議会改革いろいろ見てまいりましたが、全員で、それぞれの議員が責任を持って、そして市民の負託に応えること、市民に説明できる、そういったものにしていくことが一番大切だと、議会改革のイの一番だと思ひましたので、今回修正案を出させていただきました。よろしくお願ひいたします。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（水上雅廣）

提出者に一点だけお尋ねをさせていただきます。

今ほどの説明をいただいた中で、この議会改革に関することについては賛成をしながら、委員定数については異論がある。そういうお話しだったと思うんですが、要は、この議会改革ちよぼちよぼちよぼで3点ありますけれども、そのことについては提出された高原議員も、賛成をされた議員も、その部分は理解をされながら、委員定数についてのみ修正をしたい、そういうことであったということに理解してよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

○14番（高原邦子）

はい、そのとおりです。議会改革、いろんな点があります。なんですけど、条例だけじゃないんですね、問題点は。先ほども言いました。2024年の地方自治法改正でいろんなことを言われています。そういったところもしっかりと捉えていきたいということで、人数以外は何ら意見をするものではございません。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本修正案につきましては、委員会付託を省

略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

御異議なしと認めます。よって、本修正案の委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

○4番（水上雅廣）

討論させていただいてよろしいですか。

修正案に反対の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

◎議長（澤史朗）

もう一度お願いいたします。

○4番（水上雅廣）

今ほど出されました修正案に対する反対ということで、討論をさせていただいてよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

ただいま、水上議員から反対討論の申出がありました。賛成討論はございませんか。

○12番（野村勝憲）

私は、高原議員がですね、提案された発議に対して賛成します。

それはなぜかと言いますとですね、やはり我々……

◎議長（澤史朗）

反対討論があるということでよろしいですね。（野村議員「はい。」と呼ぶ声あり）

はい、結構です。ありがとうございます。

それでは、今、反対討論、そして賛成討論、1名ずつございますけれども、ほかにはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

それでは、申合せに従い、反対討論から行います。

〔4番 水上雅廣 登壇〕

○4番（水上雅廣）

修正案を提出されました。今ほど質問もいたしましたけれども、委員定数に関することだけというお話しでありましたけれども、全員協議会の繰り返しになるかもしれませんが、一通り、もう一度お話しをさせていただきたいと思います。

突然なので原稿もありませんからお話しをさせていただきたいと思いますが、今ほど、今回の議会改革等調査特別委員会の設置に関して、議会活動の充実に関する調査・研究、なり手不足に関する調査・研究、その他の3項目ほどあります。これについては皆さん一堂に、これに向かって進んでいこうと、そういうことで理解をさせていただきました。

その上で、お気持ちを分かりながら、一応、議会運営委員会のほうへも提出をさせていただきましたから、少しお話しをさせていただきたいと思いますが、今ほど、高原議員から説明の中でも議員同士が自由に討論をしていくんだ。開かれた議会にしていくためにもそういうこと

が必要であるし、全員でやったほうが良いというお話しでしたし、スピード感というところも論点として持たれましたけれども、前に御説明したかもしれませんが、例えばですね、これは分かりやすくというか、分かりにくいかもしれませんが、予算に例えていただければ分かるかなど。今の議会改革等調査特別委員会、これが款項目節がありますよね、予算には。これが款で、その下に議会活動の充実に関する調査・研究と、成り手不足の調査・研究というのが、項としてある。今はここまでを原案は提出されて、そのことについては皆さんよしとしてやっていきましょうというお話しだったと思うんです。

その上で、この先、委員会は何をしなければいけないかという、目とか、節とか、あるいは細節まで、これ考えていかなきゃいけない。これは、自身が委員会が考えなきゃいけないことですよ。

今まで全員でやってきたというのは、執行部側から提案があったものについて、みんなで統一してやりましょうということだったと思います。でも今回は、それを考えていかなければならない。例えばですよ、議会活動の充実に関する調査・研究の中でも、特に大事だとおっしゃった議会基本条例の見直し、それもあると思います。それから、倫理の話、ハラスメントの話、もっとあります。例えば、主権者教育、これも主張されましたけども、そういったことをどうやっていくのか。それから多様性の確保、こうしたものを目立てして、その下にまたですよ、例えば多様性のことで言ったら、女性の立場での模擬会があったりとか、保育や授乳室はどうするんだとか。欠席の事由はどうするんだとかいうこともあると思います。

成り手不足で言ったら、立候補するための環境の整備、そのために、どういう休暇の保障をするんだとか。柔軟な議会を運営していくための工夫をするのに、夜間や休日の議会どうするんだとか。出産や育児、介護をしている議員さんがどうしていく。どういう立場でどうやって、やっていけばいいのか。もちろん経済的な理由もあると思うんです。

そうしたことを順序立てて、まず決めていかなきゃいけない。それは13人でやるよりも、まず、そこまでは7人できっちりとスキームを作る。

そして、その上でみんなで議論を始めましょうと、そういうお話しをさせていただいたと思う。この項目立てをするには、議員の皆さんからアンケートを取って、それぞれの思いを、考えを、意見を集約して、それをまとめる。まとめた上で款項目節作るんです。それを議員の中でやっていかなきゃいけないんですよ。これ13人でできますか。そこまでのことを、できますか、本当に。

私は、まずここまでのことを組立てをした上で、議論をしていっていいと思うんです。何で今、12月のこの時期にこれを出したかと言ったら、それを組み立てるための委員会をまずやらなきゃできないでしょうと。初めから全員協議会の場ですもん、全員ですよ、本当に皆さん発言が平等にできてるか。いや、なかなかそうではないでしょうと思ってる方もいらっしゃると思うんです。

そうしたことを思えば、まず、まず7人で組立てをして、その上でまた3月以降考えましょうよ。何でそれで駄目なんですか。私はそう思っています。

それがみんなでやっていける方向性を作るんだ。何も7人だから全員を外さない、そんな話ではないと思います。これはみんなで考えるということは、それは当然だと思っていますから、そういうふうになると思います。

そうしたことを思いながら、ただいまの修正については反対ということで、討論をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔4番 水上雅廣 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔12番 野村勝憲 登壇〕

○12番（野村勝憲）

私は、高原議員の発議された議員全員で、議会改革特別委員会設置については、賛成します。

それは、なぜかと申しますと、皆さん一度、自問自答していただきたいと思います。私は、現在4期目なんですけども、最初の選挙のときは17名の定員でした。途中から、ある議員が自分の問題で欠員になりました。それから私の2期目は、たしか定数を14名にしました。

ところが、その2期目も14名から13名に、それはなぜかという、ある議員があることで議員辞職したということですね。それから、3期目が、岐阜県初めての欠員、1人欠員ということで13名、さらに、私、4期目ですね。4期目は、ぎりぎりの定数14名でしたということで、ところが残念ながら、健康の問題で、2か月ぐらいで辞職されたということなんですね。ということで、私、4期やってますけども、一度も満足に定数でやったということはないんですね。

そこで、私も議会改革特別委員会やらせていただきましたんで、反省をしなきゃいかんなんですけども、それ私なぜ13名でやったらいいかということは、実は、選挙のときだけお願いすると、例えばこれ実例を申し上げます、実例を。例えば、これは2期目の14名のときだと思えますけれども、やはり公民館を使う人が多いんですよ。特に、古川町のことを事例で見ますと、例えば、選挙の事務所としては規約をうたっているところがあるんですよ。要するに、選挙事務所として使っちゃ駄目だというのが、実は、それを無視して使われたということもあります。

もう一つの事例は、本来なら、告示日に事務所に大きな看板をかける。これを、告示日前から看板を立てて、普通はビニールでシートで隠さなきゃいかんということ、そのことを候補者は分かっているはずなんです。候補者あるいは選挙対策の本部長も分かっているながら、看板をかけて、たしか2日前からかかっていたと思いますけども、そしたら、これはおかしいということで、実際に警察がリサーチに来まして、告示日までは、黒いシートを引いてやったという実例があるんですね。

ですから、私は、これは一人一人反省してやらなきゃいかん、反省してね。そういう議員が、今でもおられるわけですから。

ただ、その中に実際自分の家なり、あるいはお寺なりを事務所にして、やっぱり矛盾点が出てると。

それと、ほかの議員にもいろいろ来てると思います。私のところに、市民からこういう手紙をいただいています。あるいは、はがきもいただいています。こちらですけどね。こういうのが6月の発議以来、随分来てるわけですよ。

しかし、市民はやっぱり関心持ってるわけです。こういう大切なことなんで、やはり市民に開かれた議会にするには、市民に分かりやすく説明しなきゃいかん。それには一人一人が進捗状況を説明するというのをやっぱりやらないと。我々、自己責任としてやらなきゃいかんと思いま

す。そういう意味では、全員で、13名で、この議会改革等調査特別委員会に参加をして、それぞれの意見を求め、さらに市民の声を反映させるという議会にしなくちゃいかんと思いますんで、その辺は、よろしくをお願いします。

〔12番 野村勝憲 着席〕

◎議長（澤史朗）

これで討論を終結します。

これより採決をいたします。この採決は起立によって行います。本修正案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立少数です。よって、本修正案は否決されました。よって、発議第4号の委員定数については、7名と決しました。

◆日程第38 発議第4号の討論と採決

◎議長（澤史朗）

日程第38、発議第4号の討論を行います。

討論の通告がありますので、まず、反対者の発言を許可いたします。

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

私は、発議第4号原案に反対をいたします。

まず、議会改革というのは、議員一人一人が我が事として責任を持って取り組むものです。特に、飛騨市議会には会派がありませんから、会派代表で議会改革に取り組んで、会派に持ち帰って、また議論をするというようなことは、現在不可能です。

では、なぜ提出者側は7人という少数にこだわるのでしょうか。

今、水上議員からは、水上議員の個人の意見として拝聴いたしましたけれども、賛成者側皆さんに聞きたいと思います。なぜ少数にこだわるのか。

提出者は、委員会の内容を全協に報告し、意見を求め、それをまた特別委員会に諮るということをおっしゃいました。これこそ、スピード感を強調し、重視する提案に逆行しないでしょうか。間接的に委員会の報告を聞くのも、委員外の議員が間接的に聞くのも、これは正確性に劣ります。議会改革は、我が事として議員個々に考えを述べ、闊達に進めるべきものです。一部の議員で進め、責任を担うのではなく、議員全員で納得して責任を分かち合う。そのことが最良だと思います。それでこそ、議会制民主主義が成り立つのではないのでしょうか。これを肝に銘じて判断すべきだと思います。

よって、7人体制の特別委員会設置には、反対をいたしたいと思います。

〔13番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、賛成者の発言を許可します。

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

私は、発議第4号、議会改革等調査特別委員会設置に関する決議について、賛成の討論をいたします。

この委員会の目的は、開かれた議会の構築並びに時代に即応した議会活動の充実を図るため、議会改革を推進することを目的とされ、三つの調査・研究をすることとされています。

三つのテーマとは、議会活動の充実に関する調査・研究、議員の成り手不足に関する調査・研究、その他議会改革に関することとあります。

いずれも重要なテーマであり、この特別委員会設置については、各議員とも必要性を感じており、議員全員が賛成であると思います。

今回修正案の提出者は、この委員会の構成7名に対し、重要な案件のため、全員が委員の構成になることが必要であるとの主張でありました。

さて、委員会は、全員で構成する予算特別委員会のほかに、定員7名の構成による産業常任委員会、総務常任委員会があります。この両委員会は、議会の定例会における付託案件の審査のほかに、所管する部局の事務調査や委員会の課題解決を求めて管外視察等を実施し、政策提言等をしております。

両委員会の任期は1年で、長い期間を通じて活動しています。活動を進める上で、この7名という数は、意見の集約、調査の円滑な実施を図る意味で、適正な数となっております。

今回、提案の議会改革調査等特別委員会の任期期間は、本調査が終了するまで継続して設置され、議会閉会中も調査できるものとされており、この三つのテーマを調査・研究していくには、相当の期間を要します。

発議者の説明によれば、調査中の経過報告を適宜行うとともに、そのテーマにより、全員で聞き取りする必要がある案件については、協議する機会も設けるともあります。決して蚊帳の外で決めていくものではないと考えております。

今回の三つのテーマの調査・研究は、多くの会議、調査業務あるいは管外調査もあると推察しております。全員構成の委員会活動は、産業常任委員会、総務常任委員会の活動にも影響が生じてくると危惧しております。

よって、私は、この特別委員会の定数は、提案のとおり7名で実施することが、調査遂行につながるものと考え、提案に賛成するものであります。

〔7番 森要 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、2人目の反対者の発言を許可します。

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

私は、議会改革等調査特別委員会について、反対の立場から討論いたします。

議会改革を進めていくこと自体は、市民から負託を受けた議会として極めて重要であり、その必要性については異論ありません。

しかしながら、本件の議会改革等調査特別委員会の委員数が、議員全員で構成されていない点については、大きな課題があると考えます。

議会改革とは、議会運営や議員の在り方そのものを見直すこととなります。その議論の対象は全議員に等しく関わるものであります。にもかかわらず、一部の議員のみで構成された委員会では、議会改革の方向性を議論し、取りまとめることについては、議会全体の総意を十分に反映したものとは言い難いと考えます。

また、委員ではない議員が議論に関与できる機会が限定されることで、議論の過程が見えにくくなり、結果として市民に対する説明責任の面でも課題が残るのではないのでしょうか。

取りわけ、調査を担う特別委員会である以上、幅広い視点を確保することが不可欠であります。

そのためにも、特定の委員に限るのではなく、全議員が参加する体制の下で、調査・議論を進めることが設置の目的にある開かれた議会運営につながるものと考えます。

私自身も、議会の一員として、この改革の議論には最後まで関わりたいと、そうした思いから、問題提起をしております。

議会改革は、特定の委員だけで進めるものではなく、全議員が当事者として議論に参加し、時間をかけて合意形成を図るべきものと考えます。

なお、他市の例によれば、議員全員による委員会の設置例があります。

以上の理由から、議員全員で構成されない現在の委員構成による議会改革等調査特別委員会の設置については、慎重な検討が必要であると考え、反対いたします。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（澤史朗）

次に、3人目の反対者の発言を許可します。

〔14番 高原邦子 登壇〕

○14番（高原邦子）

もちろん、私は13名全員でという思いなものですから、反対の立場です。

籠山議員、佐藤議員が言われたとおりでございます。7名に賛成された議員の皆さんは、しっかりと7名でもできるということを市民に聞かれたときに、どう説明するのだろうか。私は不安でいっぱいです。

議会運営員会で全員一致でということ、中日新聞に掲載されたから、やっぱりここは変えるわけにはいかないとか、そういうものではないと思うんですね。もちろん委員長というのは、その委員会のものに従わなきゃならないという、そういったものはありますけれども、それでも委員長でも、いや、実は私はこうですということも言えるわけですね。反対討論とか、そういうのに参加すれば。いろんな議会、市議会ずっと見てきましたけれど、今回に限っては、7名でいいという議員の気持ちが本当に分かりません。全員でやらなくちゃね。

例えば、報告書でも何でも自分でやっぱりある程度書いてみます。見てますか、皆さん。事務局に全部任せればいいかと思っていませんか。反対討論とか、賛成討論しっかりと自分で書いてきていますか。どこかに書いてもらったりとかしていませんか。

議員としては、絶対に自分で目を通さなきゃならないわけですよ。それなのに、それなのに、しっかりとみんなでそういったことも学んでいき、学ぶという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、みんなで、議員全員で議論していきませんかというのを、議会改革、自分たちのことなんですから。

そして、先ほど水上議員が言われたことで疑問を持ったんですが、たしか全員協議会ではそんな細かなことを決めるための特別委員会なんていう感じの説明ではなかった気がします。そういった項目を決めるためには。だから、説明と実際、今、先ほど言われた意見は違っていると思います。ですから、何が言いたいかといったら、私ずつとの経験上、この問題だけは議員全員でないと、本当に責任を持って採決、議決権を持ったところで、それぞれの議員が判断していかないと、いけません。そのことを奪うということは、いかにいけないことかということを、いろんな経験できてますので、どうかどうか、7人というのだけはやめていただきたいと思います。

〔14番 高原邦子 着席〕

◎議長（澤史朗）

ほかに討論の通告はありませんので、以上で討論を終結します。

これより採決をいたします。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

◎議長（澤史朗）

起立多数です。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

したがって、議会活動の充実に関する調査研究を行うため、7人の委員で構成する議会改革等調査特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、委員選任を行うため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時37分 再開 午前11時48分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番、佐藤議員、2番、中田議員、4番、水上議員、10番、住田議員、11番、前川議員、13番、籠山議員、14番、高原議員の以上7名を指名いたします。

ただいまから……

（「議長」と呼ぶ声）

○14番（高原邦子）

そのほかに、その内容は分かりませんが、私は出ないということで出しているんですが、それでも入れられるんですか。

◎議長（澤史朗）

あくまでも参考にさせていただいておりますので、それで選任をさせていただきました。

ただいまから、休憩に入りますので、直ちに、特別委員会は開催され、委員長、副委員長を選

任していただき、議長に報告願います。

なお、会議室は、委員会室といたします。

また、委員長が決まるまで、年長の委員であります籠山議員に、委員長の職務を行っていただきます。

再開は、特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前11時50分 再開 午後0時04分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会改革等調査特別委員会から、委員長、副委員長の選任の報告がありました。

議会改革等調査特別委員会の委員長には、11番、前川議員、同じく副委員長には、4番、水上議員が選出されました。

（「議長、動議」と呼ぶ声）

○7番（森要）

私は、先ほどの発議第4号の高原議員の反対討論のときの発言が、非常に不穏当とであったと思います。その議事録の削除を求める動議を出したいと思います。

◎議長（澤史朗）

森議員、この動議は議事進行に関する動議と認めてよろしいでしょうか。

（「はい、そうです」と呼ぶ声）

◎議長（澤史朗）

ただいま、森議員から、高原議員の発言は不穏当と認められるところがあるから、議長において発言の取消しを命じられたいとの要求がありました。

ほかに賛成者はいますか。

（「賛成」の声と挙手）

◎議長（澤史朗）

所定の賛成者がいますので、動議が成立いたしました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、議事整理のため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後0時06分 再開 午後0時06分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいまの森議員の動議でございますけれども、議長において後刻会議録を調査の上、措置することにいたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

今議会17日間にわたりまして、一般会計・特別会計の補正予算、条例の改正、指定管理者の指定等、多数の案件につきまして、慎重かつ活発な御審議を賜り、全ての議案につきまして御決定を賜りました。誠にありがとうございました。

本会議並びに各委員会を通じて、議員の皆様方からいただきました数々の御指摘、御意見につきましては、これまで同様しっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

なお、国の補正予算における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでございますが、一昨日国から通知がございまして、飛騨市への交付額は3億4,733万8,000円という形で連絡を受けました。

現在、対応する事業の精査を急ピッチで進めておりますが、ことの性質上、早期の事業実施が必要なため、1月中旬を目途に臨時会を招集いたしたいと考えております。

改めて、議長と御相談の上、御連絡申し上げますので御協力のほど、よろしく願い申し上げます。

なお、この1月の上程は、令和7年度執行分と繰越分になりますので、令和8年度のみ執行する分については、当初予算での上程ということになりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

それから、今ほど、議会改革等調査特別委員会の設置が可決されたわけではありますが、議会運営に関しましては、我々執行部においても様々な問題意識を持っておりますので、今後の調査、議論に当たりましては、ぜひ執行部の意見も聞いていただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

今年も残すところ僅かとなりましたが、今のところまとまった降雪はありませんけれども、市民の安全確保のための万全の除雪体制で臨んでまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛いただきまして、御健勝の上、よき新年をお迎えなされることを心からお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の発言を終わります。

閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

17日間にわたります12月の定例会、皆様の御協力の下、無事終えることができました。どうもありがとうございました。

今年も残すところ、あと2週間となりました。先週、飛騨かわいスキー場、ひだ流葉スキー場の安全祈願祭を行い、年内には順調にオープンできるのではないかというような状況でございます。

また、これから冬場を迎え、寒いシーズンが続きますけれども、皆様には、お体十分にお気をつけたいと思います。

そして、今ほどは、議会改革等調査特別委員会を設置をしていただきました。これは、議員全員で一緒に考えていかなければいけない特別委員会でございますので、全員の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

新年を心健やかに迎えられることを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

それでは、本日の会議を閉じ、12月2日から17日間にわたりました令和7年第5回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後0時11分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤 史朗

飛騨市議会議員（3番） 小笠原 美保子

飛騨市議会議員（4番） 水上 雅廣